

サービスコード		サービス内容略称	算定単位	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111	Ⅰ 訪問型独自サービス1 1	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める 場合	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1176単位	1176	1月につき	
	2111			訪問型独自サービス1 1日割	39単位	39	1日につき	
	1211			訪問型独自サービス1 2	(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2349単位	2349	1月につき
	2211				訪問型独自サービス1 2日割	77単位	77	1日につき
	1321			訪問型独自サービス1 3	(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	3727単位	3727	1月につき
	2321				訪問型独自サービス1 3日割	123単位	123	1日につき
	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割		1単位減算	-1	1日につき		
	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき	
	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割		1単位減算	-1	1日につき		
	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3) 要支援2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき	
	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割		1単位減算	-1	1日につき		
	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサー ビスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	
	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき	
	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	
	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき	
	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度		
6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき		
6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算				
6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算				
6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算				
6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算				
6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算				

(注1) 本改定における新設は青色、変更は黄色で表示しています。

(注2) 同一建物減算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、特別地域加算及び中山間地域に係る加算は、介護予防訪問型サービスⅠ及びⅡで共通して使用するコードです。